

文教厚生常任委員会調査中間報告書

1 調査事件

学童保育のあり方について

2 調査目的

近年、核家族化や共働き、一人親世帯の増加により、児童を取り巻く環境が大きく変化し、家庭や地域の子育て機能の低下が懸念されている。

こうしたなか、学童保育は保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校に通う児童に対して指導員を配置し、放課後等における適切な遊びや、生活の場を提供することにより、児童の健全育成や子育てと仕事の両立支援に大きな役割を担っている。

本町でも平成 15 年開設以来年々利用者が増加し、平成 25 年 7 月現在では 194 人の登録数となっている。また、学区内には施設のないところや、古民家を活用している施設では耐震性についても指摘されており、学童保育(放課後児童クラブとも言う)のあり方について調査することとした。

3 調査経過

平成 25 年 6 月 13 日 (会期中)

平成 25 年 6 月 18 日 (会期中)

平成 25 年 7 月 5 日 保健福祉課、愛康会からの聞き取り

ふれあいホーム家根合、ふれあいホーム払田、ふれあいホームひまわり、さんさんクラブ視察

平成 25 年 7 月 10 日

平成 25 年 7 月 17 日

平成 25 年 7 月 26 日

平成 25 年 7 月 31 日

平成 25 年 8 月 6 日

平成 25 年 8 月 21 日

4 調査状況

[現況]

学童保育は核家族化や女性の就労、一人親世帯の増加等で児童を取り巻く環境の変化により、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校の子ども達に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、保護者に仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担っている。

当時、厚生省が学童保育の法制化への検討を開始し、平成 9 年 6 月 3 日に「児童福祉法等の一部改正に関する法律」が成立、学童保育が「放課後児童健全育成事業」として法制化された。その後、平成 10 年 4 月 1 日に学童保育は「児童福祉法」と「社会福祉事業法」に基づく「第二種社会福祉事業」に位置づけられ施行された。

また、その後の 14 年間で学童保育施設は 2.1 倍に、入所児童数は 2.5 倍に増加して

きているが、「放課後児童クラブ」を生活の場として児童の健全育成を育むための重要な観点から、放課後児童クラブの質の向上を目的とし、平成 19 年 4 月に「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、制度の見直しが検討され、平成 24 年 8 月 10 日に、「子ども・子育て関連三法^{※1}」が国会で可決・成立された。

県では国が定めた「放課後児童クラブガイドライン」を基本とし、市町村・関係団体等の意見を踏まえ、平成 24 年 9 月「山形県放課後児童クラブ運営指針」を策定した。本指針はクラブの実情が様々であることを踏まえ「最低基準」ではなく、放課後児童クラブとして望ましい一定の水準を示したものである。

本町でも核家族化や就業構造の変化に伴い、放課後等における児童・生徒の安全な活動の場が求められているなか、地域が持つ教育力を発揮し「地域の子供は地域の中で見守り育ていきたい」との考えから、地域が主体となって学童保育を運営する「ふれあいホーム構想」が策定された。この構想に基づき平成 15 年 4 月に地域の有志による「余目ふれあいホーム実施組織愛康会」が設立され、平成 15 年 10 月から町の委託を受け運営にあたっている。

学童保育の利用状況は平成 19 年では 78 人だった利用者数が、平成 25 年 7 月には 194 人と増加傾向にある。

余目地域では「愛康会」の運営している「ふれあいホーム家根合」・「ふれあいホーム払田」・「ふれあいホームひまわり」の 3ヶ所の施設で指導員等を配置し、子ども達を「ただいま」「お帰りなさい」と迎える家庭的な雰囲気を大切にしながら、「古民家」などを活用した学童保育を実施している。

また、立川地域では町が直営で公共施設「立川保健センター」を利用し運営している「さんさんクラブ」があり、両地域合わせて 4ヶ所で実施されており、児童の健全育成に大きな役割を担っている。

※1 「子ども・子育て関連三法」とは

「子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)」

「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)」

「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)」

(1) 学童保育所の沿革

平成 13 年度	ふれあいホーム実施検討会立ち上げ検討開始
平成 14 年 11 月	実施検討会から「中間報告」提出 専用施設の新設が望ましいが、当面、小学校が近く家庭的な雰囲気の民家活用も含め、既存施設を利用するという報告が出された。
平成 15 年 8 月	ふれあいホーム払田の土地・建物賃貸借契約を所有者と締結。 覚書で 10 年間の賃貸借期間同意。

平成 15 年 10 月	ふれあいホーム払田開設
平成 16 年 4 月	ふれあいホームひまわり開設
平成 17 年 5 月	さんさんクラブ(狩川保育園内)開設
平成 21 年 4 月	ふれあいホーム家根合の土地・建物賃貸借契約を所有者と締結。 覚書で 10 年間の賃貸借期間同意。
平成 21 年 10 月	ふれあいホーム家根合開設
平成 23 年 4 月	さんさんクラブを立川保健センター内へ移設
平成 25 年 4 月	ふれあいホーム払田を一年契約に変更

(2) 学童保育所の概要と課題

ア 立川地域 直営

狩川保育園で(平成 17 年 5 月)実施時は立川子育て支援センター職員が兼務していたが、立川保健センターに移行後はパート指導員を雇用し運営

(ア) さんさんクラブ(立川保健センター内)

<施設概要>

- ・場 所 庄内町狩川
- ・開 設 日 平成 17 年 5 月(平成 23 年 4 月移設)
- ・建物状況 立川保健センター(昭和 58 年建設)
- ・学 区 立川小学校
- ・職員体制 パート指導員 2 人を雇用
- ・時 間 下校時から午後 7 時まで
- ・土 曜 日 午前 7 時 30 分から午後 7 時まで
- ・休 所 日 日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
- ・保 育 料 月額 8,000 円(おやつ代込み)
同一世帯が同一月に 2 人以上利用した場合は、2 人目以降半額
(4,000 円)
- ・学校との距離 0.7 km

<課題>

- ・専用施設でないため事業重複時、狩川公民館に移動(平成 24 年度 21 回)
- ・床が硬く危険、部屋が区切られており見通しが悪く管理し難い
- ・パート職員のみでの運営
- ・スペースがないため廊下を遊び場として利用している

イ 余目地域 庄内町余目ふれあいホーム実施組織愛康会へ委託

(イ) ふれあいホーム家根合

<施設概要>

- ・場 所 庄内町家根合
- ・開 設 日 平成 21 年 9 月 7 日
- ・建物状況 古民家(明治 29 年建築)

- ・賃貸借状況 契約年額 288,000 円
- ・学区 第一小学校
- ・職員体制 A指導員 1 人・B指導員 1 人・臨時指導員 1 人・構成員 1 人
- ・時間 下校時から午後 7 時まで
- ・休所日 日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
- ・土曜日 4 月から 9 月までは午前 7 時 30 分から午後 7 時まで、ふれあいホーム払田に通所、10 月から 3 月まではふれあいホームひまわりに通所
- ・保育料 月額 8,000 円(おやつ代込み)
同一世帯で同一月に 2 人以上利用した場合は、2 人目以降半額(4,000 円)
- ・学校との距離 1.3 km

<課題>

- ・施設の老朽化、耐震工事未実施
- ・学校からの移動距離が長く危険性がある

(イ) ふれあいホーム払田

<施設概要>

- ・場所 庄内町払田
- ・開設日 平成 15 年 10 月 6 日
- ・建物状況 古民家(明治 31 年建築)
- ・賃貸借状況 契約年額 396,000 円
- ・学区 第二小学校・第四小学校(スクールバスでの移動)
- ・職員体制 A指導員 1 人・B指導員 2 人・構成員 1 人(土曜日 2 人)
主事 1 人
- ・時間 下校時から午後 7 時まで
- ・土曜日 4 月から 9 月までは午前 7 時 30 分から午後 7 時まで、ふれあいホーム家根合、ふれあいホームひまわりの児童も来所。10 月から 3 月までは午前 7 時 30 分から午後 7 時まで、ふれあいホームひまわりに通所
- ・休所日 日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
- ・保育料 月額 8,000 円(おやつ代込み)
同一世帯が同一月に 2 人以上利用した場合は、2 人目以降半額(4,000 円)
- ・学校との距離 第二小学校 0.2 km・第四小学校 5.2 km

<課題>

- ・第四学区が未設置のため、児童を受け入れている。(スクールバス利用)
- ・施設の老朽化、耐震工事未実施
- ・使えない部屋に家財等があり、環境面で課題がある
- ・送迎時の駐車場がない

(ウ) ふれあいホームひまわり

<施設概要>

- ・場 所 庄内町廿六木
- ・開 設 日 平成 16 年 4 月 1 日
- ・建物状況 余目保育園分室(昭和 45 年建設)
- ・学 区 第三小学校
- ・職員体制 A 指導員 1 人・B 指導員 2 人・構成員 1 人(土曜日は 2 人)
- ・時 間 下校から午後 7 時まで
- ・土 曜 日 4 月から 9 月までは午前 7 時 30 分から午後 7 時まで、ふれあいホーム払田に通所。10 月から 3 月までは午前 7 時 30 分から午後 7 時まで、ふれあいホーム払田・ふれあいホーム家根合の児童も来所
- ・休 所 日 日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
- ・保 育 料 月額 8,000 円(おやつ代込み)
同一世帯で同一月に 2 人以上利用した場合は、2 人目以降半額(4,000 円)
- ・学校との距離 第三小学校隣接

<課題>

- ・施設の老朽化、耐震工事未実施

(3) 学童保育所の利用状況

ア 学童保育所の利用(登録)状況 平成 25 年 7 月 2 日現在(単位:人)

学童名・学区		年度	利用申請児童数(一時児童含む)						計
			1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	
さんさんクラブ	立川小		8	9	6	6	4	2	35
ふれあいホーム家根合	第一小		19	7	10	7	5	2	50
ふれあいホーム払田	第二小		11	10	9	4	5	1	51
	第四小		5	2	4	0	0	0	
ふれあいホームひまわり	第三小		12	14	16	10	2	4	58
計			55	42	45	27	16	9	194

イ 学童保育所利用児童数の推移 平成 25 年 7 月 2 日現在(単位:人)

学童名・学区		年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
			さんさんクラブ	立川小	22	19	26	30	37
ふれあいホーム家根合	第一小	—	—	52	45	45	39	50	
ふれあいホーム払田	第一小	21	37	—	—	—	—	—	
	第二小	12	5	14	31	43	36	40	
	第四小	3	1	2	6	9	14	11	

ふれあいホームひまわり	第三小	20	34	51	63	70	60	58
計		78	96	145	175	204	183	194
全児童数		1,380	1,341	1,297	1,270	1,231	1,155	1,123
利用割合(%)		5.7	7.2	11.2	13.8	16.6	15.8	16.7

(4) 学童保育所の運営費

ア 歳入、歳出状況

平成 25 年 5 月 20 日現在(単位：千円)

	H21 決算	H22 決算	H23 決算	H24 決算	H25 予算	付記
歳入合計	19,543	19,108	19,536	19,667	21,447	差額は一般会計から補てん
県支出金	11,704	9,804	9,391	10,237	10,695	
負担金(保育料)	7,839	9,304	10,145	9,430	10,752	
歳出合計	31,543	23,866	27,905	26,984	34,063	H23 移設 H21 家根合開設
さんさんクラブ	3,056	4,706	7,376	6,643	8,413	
ふれあいホーム	28,487	19,160	20,529	20,341	25,650	
内訳						
運営費委託料	16,110	17,191	18,577	18,970	24,066	
賃貸借料	519	684	684	684	684	
修繕・害虫駆除他	11,858	1,285	1,268	687	900	

[課 題]

(1) 施設について

- ア 施設の設置単位
- イ 施設の場所
- ウ 施設の安全性
- エ 施設の設備

(2) 運営について

- ア 運営主体
- イ 男性ボランティアの関わり